

差替

【資料2】

循環型社会形成に向けた 県の取組状況について

令和6年8月1日
青森県環境エネルギー部環境政策課

1 重点取組の推進



(1) プラスチック資源循環の推進【環境政策課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<ul style="list-style-type: none">・国は令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和2年7月には、全国でレジ袋有料化義務化を開始した。・令和3年6月には、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立（令和4年4月1日施行）した。・県もプラスチックごみ対策に重点的、集中的に取り組むこととし、令和2年5月に「あおもりプラごみゼロ宣言」を行い、プラスチックごみの発生抑制、海洋ごみの回収促進及びプラスチックの資源循環の一層の強化を図っている。	<p>① 県民行動の促進</p> <ul style="list-style-type: none">○レジ袋の無料配布中止の推進<ul style="list-style-type: none">・平成20年度からレジ袋無料配布中止を推進。・令和3年度までに1,343,439,990枚のレジ袋が削減された。○プラスチックごみの削減等に向けた普及啓発<ul style="list-style-type: none">・啓発ポスターの作成・掲示。・資源ごみの回収ボックスの適正利用を呼びかけた。 <p>② 海洋プラスチック対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○海岸漂着物等地域対策推進事業費<ul style="list-style-type: none">・国の海岸漂着物対策に係る補助制度等を活用し、海岸漂着物等の回収処理を行う市町村等を支援した。○海洋ごみの発生抑制等<ul style="list-style-type: none">・条例に基づき、空き缶等散乱防止月間（5月・9月）を中心に広報・啓発を行った。・ポスター掲示、バス車体広告や車内広告の掲載。・啓発ブックの作成や啓発イベントなどを行った。	<p>① 県民行動の促進</p> <ul style="list-style-type: none">○レジ袋の無料配布中止の推進【継続】 <p>② 海洋プラスチック対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○海岸漂着物等地域対策推進事業費【継続】○海洋ごみの発生抑制等【継続】 <p>③ 事業系のプラスチックごみの循環資源の活用に必要な情報の「見える化」【新規】</p>

(2) 食品ロス削減対策の推進【環境政策課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<ul style="list-style-type: none">日本の食品ロス発生量（令和4年度／環境省公表）は約472万トンと推計された。本県の食品廃棄物等の発生量（令和元年度／県調査）は247千トンで、うち56.3千トン（全体の22.8%）が食品ロスとなっている。県では、食品ロス削減推進法の施行（令和元年7月）を受け、「第4次青森県循環型社会形成推進計画」を「青森県食品ロス削減推進計画」としても位置付け、食品ロス削減に取り組んでいる。	<p>① 県民への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none">「食材は使いきる」、「料理は食べきる」、「生ごみは水気をきる」の3つの「きる」の実践とともに、事業系食品ロス削減のため3010（さんまるいちまる）運動の実践を促進した。消費期限・賞味期限の近い商品を陳列棚の手前から取る「てまえどり」の普及に令和3年度から取り組んでいる。 <p>○ 3つの「きる」、3010運動の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none">3つの「きる」のポスター、チラシを作成・配布。食べきり推進オフィス・ショップ制度や3010運動、「料理は食べきる強化月間」（12～1月）をホームページと県広報番組で周知した。 <p>○ 「てまえどり」キャンペーン実施等による普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none">県内量販店事12業者153店舗で「やってみよう、てまえどり！キャンペーン」を実施した。応募数7,841通／当選者500名に県産品を贈呈。 <p>② 食品関連事業者等の取組に対する支援</p> <p>○ あおもり食べきり推進オフィス・ショップの認定</p> <ul style="list-style-type: none">食品ロス削減に向けた普及啓発・工夫、食品廃棄物のリサイクルなどの取組を実践している事業者を認定した。認定事業者数（令和6年3月31日現在）：301事業所	<p>① 県民への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none">○ てまえどり、3つの「きる」、3010運動の普及啓発【継続】 <p>② 食品関連事業者等の取組に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none">○ あおもり食べきり推進オフィス・ショップの認定【継続】

2 一般廃棄物の 3 R の推進

(1) 県民への普及啓発【環境政策課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<ul style="list-style-type: none">ごみはすべての県民が排出者になることから、ごみの減量やリサイクルなど3Rを推進するため、県では平成20年度から県民総参加の運動として「もったいない・あおもり県民運動」を展開している。令和3年度から「資源をきれいにまわそう」適正分別等推進事業を実施し、各種広報媒体を活用した情報発信や県民等への具体的な取組方法等の普及啓発を行っている。	<p>① もったいない・あおもり県民運動</p> <ul style="list-style-type: none">もったいない・あおもり県民運動推進会議・行政部会合同会議の開催<ul style="list-style-type: none">「あおもり脱炭素チャレンジ宣言」を採択。「もったいない・あおもりアクションプログラム2023」を共有し、県民運動の一層の強化を推進。もったいない・あおもり賞等表彰<ul style="list-style-type: none">青森県循環型社会形成推進功労者等表彰（2個人、1企業、1団体）もったいない・あおもり賞（5事業者、5団体）スマートムーブ通勤アワード表彰（3-4事業所） <p>② 古紙リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none">古紙リサイクルエコステーションの利用促進<ul style="list-style-type: none">各種広報媒体を活用して利用促進を図った。令和5年度末現在：36ヶ所・45台／回収量407,690kg ※ これまでの回収実績：参考資料14ページ表3-1(株)ユニバースからの寄付の申出により、市町村と調整して民間団体等による回収施設設置を促進した。令和5年度実績：5団体・計1,160千円（累計：104団体・計16,927千円）古紙リサイクルセンターの利用促進<ul style="list-style-type: none">各種広報媒体を活用して利用促進を図った。令和5年度末現在：県内14箇所／回収量689,345kg ※ これまでの回収実績：参考資料15ページ表3-2 <p>③ 「資源をきれいにまわそうキャンペーン」</p> <ul style="list-style-type: none">「資源をきれいにまわそうキャンペーン」の実施<ul style="list-style-type: none">啓発ポスター・掲示パネル、雑紙回収袋を配布等した。3Rチャレンジブックの作成・配布<ul style="list-style-type: none">冊子を作成・配布し、12月に表彰式を開催した。民間企業との共同によるイベント開催<ul style="list-style-type: none">花王株式会社と共同で、県内3ヶ所でイベントを開催した。3R実践ガイドブックの配布<ul style="list-style-type: none">県民向け3R実践ガイドブックや、学生向け3R実践ガイドブックを作成、配布した。	<p>① もったいない・あおもり県民運動</p> <ul style="list-style-type: none">もったいない・あおもり県民運動推進会議の開催【継続】もったいない・あおもり賞等表彰【継続】 <p>② 古紙リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none">古紙リサイクルエコステーションの利用促進【継続】古紙リサイクルセンターの利用促進【継続】 <p>③ 3R実践ガイドブックの配布【継続】</p>

(2) ごみ減量等に取り組む機会づくり 【環境政策課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<ul style="list-style-type: none">・「持続可能な低炭素・循環型社会」の形成に向け、事業者及び商店街による自主的かつ継続的な環境配慮の取組を促進するため、地球温暖化対策、廃棄物の減量化・リサイクルの推進等環境に配慮した取組を実践している事業者を「もったいない・あおもりECOにこオフィス・ショップ」として認定する。・その取組を広く県民等に紹介することで、「もったいない」を合言葉に県民一丸となって省エネルギー・ごみの減量、リサイクル推進など、環境に配慮した取組を促進する。	<ul style="list-style-type: none">○ 「あおもりECOにこオフィス・ショップ」の認定 認定事業者（令和5年度末現在）：1,329件	<ul style="list-style-type: none">○ 「あおもりECOにこオフィス・ショップ」の認定【継続】

(3) 市町村との連携による3Rの推進【環境政策課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<ul style="list-style-type: none">一般廃棄物の処理責任を有する市町村と連携して、本県における廃棄物の3Rに関する施策を推進する。	<p>市町村の「ごみ処理最適化」の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 3R地域推進連携会議の実施<ul style="list-style-type: none">・民間事業者と行政等が連携して、各地域におけるごみ減量や資源物の効果的・効率的な回収方法等を検討する会議を県内6ヶ所で開催した。○ ごみ処理最適化研修会の開催<ul style="list-style-type: none">・他県先進自治体によるごみ減量化施策の紹介や県内自治体の取組事例を共有し、市町村における今後のごみ減量化施策立案の参考とするため、市町村職員を対象とした研修会を開催した。	<p>市町村の「ごみ処理最適化」の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 3R地域推進連携会議の実施 【継続】○ ごみ処理最適化研修会の開催 【継続】○ 事業系の食品廃棄物の循環資源の活用に必要な情報の「見える化」 【新規】○ 循環資源を活用した「循環利用システム」の構築【新規】

(4) 事業系ごみの発生抑制とリサイクルの促進【環境政策課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<p>・事業所から発生する一般廃棄物の3R推進のため、市町村等と連携しながら啓発活動を実施する。</p>	<p>① 事業者の適正分別の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「資源をきれいにまわす」ガイドブックの配布等 <ul style="list-style-type: none"> ・適正分別実施のための事業者向けガイドブックの配布等を行った。 ○ 「サンキューカード」の作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> ・適正分別や資源回収への協力促進などに向け、ナッジの理論を利用して事業所従業員の行動の変容を促す「サンキューカード」を作成・配布した。 <p>② 事業者訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と合同で事業所（3事業所）への個別訪問を実施し、3Rの取組実践の助言、働きかけを行った。 <p>③ オフィス町内会の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系古紙のリサイクル推進と事業系ごみ排出量の削減を目的に、古紙回収業者と連携して無料で古紙回収を行う「オフィス町内会」のネットワークづくりを推進（平成21年度～）しており、各種広報媒体を活用し、青森、弘前、西北五、十和田の4オフィス町内会への加盟促進及び利用促進を呼びかけた。 ・令和5年度末現在：1,019事業所加盟／回収量1,162,559kg ※ これまでの回収実績等：参考資料16ページ表3-4、17ページ表3-5 	<p>① 事業者の適正分別の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「資源をきれいにまわす」ガイドブックの配布等 <ul style="list-style-type: none"> 【継続】 <p>② 事業者訪問の実施 【継続】</p> <p>③ オフィス町内会の利用促進 【継続】</p>

3 産業廃棄物の3Rの推進

(1) 産業廃棄物の3Rの促進【環境保全課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<ul style="list-style-type: none">・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、その事業活動に伴い多量の(特別管理)産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定める事業者 (多量排出事業者)は、当該事業場に係る(特別管理)産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及び、その計画の実施状況について都道府県知事等へ報告が義務付けられている。・都道府県知事等は、事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量化の取組を促進するため、同法に基づき、事業者の報告内容をインターネット上に公表している。	<ul style="list-style-type: none">○多量排出事業者処理計画及び実施状況報告の公表<ul style="list-style-type: none">・県内の多量排出事業者から報告された、当該事業場に係る(特別管理)産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及び、計画に係る前年度の実施状況についてインターネットで公表した。 <p>※ 多量排出事業者の再生利用状況：参考資料18ページ表3-6</p>	<ul style="list-style-type: none">○多量排出事業者処理計画及び実施状況報告の公表【継続】

(2) 建設リサイクル関連対策【整備企画課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<ul style="list-style-type: none">・国の「建設リサイクル推進計画2020」（令和2年9月／国土交通省）の策定を受け、当該計画との整合を図り、施策や計画期間等の見直しを行った上で「青森県建設リサイクル推進行動計画」を改定（令和3年3月）した。 <p>※ 青森県建設リサイクル推進行動計画の達成基準 参考資料19ページ表3－7</p>	<p>① 建設副産物情報交換システム等の活用</p> <ul style="list-style-type: none">○建設副産物情報交換システムの利用促進<ul style="list-style-type: none">・各種事業主体の工事情報や、再生資源化施設等の処理施設情報を一元的に管理運用する「建設副産物情報交換システム」を活用し、工事発注者、排出事業者及び処理事業者間の情報交換により、建設副産物の需給の可視化、適正処理及び再資源化を推進した。・本システム未利用の県内各市町村に利用を呼びかけた。○建設発生土の官民有効利用マッチングに係る情報提供<ul style="list-style-type: none">・官民一体となった建設発生土の相互有効利用のマッチングに必要となる情報提供を行った。・現場巡回の充実及び環境部局との更なる連携強化を図り、適正な分別解体が実施されるよう努めた。○伐木・抜根材発生情報提供システムの運用<ul style="list-style-type: none">・工事に伴い発生する伐木・抜根材の発生情報を県ホームページで公表し、一般の希望者へ提供することで有効利用を図った。○その他情報提供<ul style="list-style-type: none">・建設業や解体工事業関係者に対し、建設リサイクル法関係の手続きなど建設副産物のおける適正な取扱いについて、県ホームページへの掲載や各種会議等を通じて周知した。 <p>② 建設リサイクル法に基づく合同パトロールの実施</p> <ul style="list-style-type: none">・環境部局や青森労働局、青森県産業資源循環協会との合同パトロールを、直近では令和6年6月に、届出済工事のうち32工事を対象にパトロールを実施した。 <p>③ 建設副産物に関する広報活動</p> <ul style="list-style-type: none">・建設リサイクル法の概要等を県ホームページへ掲載した。	<p>① 建設副産物情報交換システム等の活用</p> <ul style="list-style-type: none">○建設副産物情報交換システムの利用促進【継続】○建設発生土の官民有効利用マッチングに係る情報提供【継続】○伐木・抜根材発生情報提供システムの運用【継続】○その他情報提供【継続】 <p>② 建設リサイクル法に基づく合同パトロールの実施【継続】</p> <p>③ 建設副産物に関する広報活動【継続】</p>

4 リサイクル関連産業の 振興について

(1) リサイクル製品の認定、使用の推進について【環境政策課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<ul style="list-style-type: none">青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例（平成17年9月施行）に基づき、資源の循環的な利用と廃棄物の減量を促進するとともに、リサイクル産業の育成を図るため、一定の要件に適合するリサイクル製品を知事が認定し、認定リサイクル製品の使用を推進しており、認定製品数は順調に増加している。県の行う工事又は物品の調達における使用の推進を図るため「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を策定し、平成20年4月から運用を開始している。	<p>① リサイクル製品認定の実施</p> <ul style="list-style-type: none">年2回（5月、11月）製品を募集し、学識経験者等で構成するリサイクル製品認定審査会での審査を経て青森県認定リサイクル製品を認定した。認定数：上半期 2製品（更新2） 下半期 56製品（新規4、更新52） 累 計 365製品（令和6年4月現在） <p>② リサイクル産業支援セミナーの開催</p> <ul style="list-style-type: none">循環型社会の形成に向け、県内のリサイクル産業の育成・振興を図るため、「リサイクル産業支援セミナー」を開催した。実績：11月6日開催／会場参加45名、オンライン参加21名	<p>① リサイクル製品認定の実施【継続】</p> <p>② リサイクル産業支援セミナーの開催【継続】</p>

(2) バイオマス資源を活用した事業化の促進等について【地域企業支援課】 【エネルギー開発振興課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<p>【地域企業支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国では、2020年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン戦略」を発表し、その重点分野の一つとして「資源循環関連産業」を位置づけており、本県由来の未利用資源を活用した新たなビジネスの創出を図るもの。 ・「あおもり農工ベストミックス新産業創出構想」（平成18年3月策定）に基づき、地域に根差した技術を活用した農工の連携・融合等による新産業の創出・育成を通じ、本県の産業の活性化、県土の均衡ある発展を図るもの。 <p>【エネルギー開発振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス発電については、F I T（再生可能エネルギー固定価格買取）制度導入（平成24年7月）以後、大規模な商用設備が導入されるなど、県内における取組が進展している。 <p>※ バイオマス発電に係る県内のFIT導入状況：参考資料22ページ表3-10</p>	<p>【地域企業支援課】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① アップサイクルビジネスの推進について <ul style="list-style-type: none"> ・産学官で構成する「アップサイクルフォーラム」を設立・運営したほか、実証事業の実施・首都圏展示会への出展を通じて、県内企業による新たな事業展開を促進した。 ② 専門家の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスを含む地域資源を活用したビジネスに取り組む際に生じる課題等に対して、専門的な知見を有する専門家を派遣した。 ③ 「新事業展開等促進補助事業」による助成 <ul style="list-style-type: none"> ・創業や経営革新等に必要な新商品・新技術・新役務（サービス）の開発及び販路拡大などの新たな取組に対する補助を実施した（実施主体：（公財）21あおもり産業総合支援センター）。 	<p>【地域企業支援課】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① アップサイクルビジネス推進事業【継続】 ② 「新事業展開等促進補助事業」による助成【継続】

(3) 多様なバイオマスの利活用等について【農林水産政策課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<p>・県内農林水産業で発生する多様なバイオマスの利活用を推進するため、種別ごとの具体的な目標を設定し、市町村や民間事業者等のバイオマス活用に向けた取組を支援するとともに、各バイオマス資源の利活用についての取組を進め、利用率の向上を図っている。</p> <p>※ バイオマス利用率の現状と目標：参考資料20ページ表3－8</p> <p>① 市町村の取組状況 12市町村がバイオマスマстаウン構想を策定済み。</p> <p>② バイオマス資源（稻わら）の利活用等に係る課題 稻わらの焼却が依然として一部地域で行われていることから、引き続き、稻わらの利活用に向けて取り組む必要がある。</p> <p>③ バイオマス資源（施設園芸等）の利活用に係る課題 野菜栽培においてバイオマスエネルギーを導入する事例もみられているが、設備が高額であることから導入が進んでいない。 このため、今後、バイオマスの利活用に向けては、引き続き、補助事業の活用のほか、高収益品目の導入推進が必要である。</p> <p>④ ホタテガイ貝殻のリサイクルに係る課題 暗きよ資材や土壤改良材は、利用量が多い一方で年変動が大きく、全体の利用率に影響している。 ホタテガイは、近年は減少傾向にあるがアジアへの輸出量が多く、貝殻付きで輸出されるものもあることから、海外へ移出する貝殻も相当量あるものと考えられる。</p> <p>※ ホタテ貝殻リサイクルの現状：参考資料21ページ表3－9</p>	<p>① バイオマス資源（稻わら）の利活用【食の安全・安心推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本一健康な土づくり」推進プランに基づき、水田での稻わらのすき込みによる土づくりを推進するとともに、主に畜産飼料として高品質な稻わら収集の取組拡大を推進した。 <p>○あおもり型稻わら有効利用促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稻わら焼却防止と有効利用に向けた啓発・指導を実施した。 ・「稻わら収集技術体系マニュアル」の活用や研修会等による稻わら収集事業者の確保・育成に取り組んだ。 ・稻わらの広域的な流通促進のためのマッチングを支援した。 <p>② バイオマス資源（施設園芸等）の利活用【農産園芸課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス資源の利活用を図るため、バイオマスを利用した省エネ設備等のPRや導入に向けた支援事業の活用を呼びかけた。 <p>○あおもり冬の農業収益力向上対策事業（うち、ハウスの省エネ資材・設備の展示・PR）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（地独）青森県産業技術センター農林総合研究所の参観デー及び同センター野菜研究所の公開デーに、石油に代わる地域エネルギーを活用した暖房機器等を展示・PRし生産者の施設等への導入に関する意識啓発を図った。 <p>○産地生産基盤パワーアップ事業費補助（国庫ハード事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の営農戦略に基づいて実施する、産地の高収益化に向けた農業機械や資材等の導入に向けた支援事業の活用を呼びかけた。 <p>③ ホタテガイ貝殻のリサイクルについて【水産振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホタテ貝殻は年間2万トン～6万4,000トン前後が暗きよ資材、貝殻粉末製品、土壤改良材、力キ養殖用採苗器等として活用され、リサイクル率は3年平均で約83%となっている。 <p>○県内のほたて加工業者及び貝殻処理組合への貝殻利用実績の把握</p> <p>○貝殻の入手先等に関する問い合わせに対する情報提供</p>	<p>① バイオマス資源（稻わら）の利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あおもり型稻わら有効利用促進事業【継続】 <p>② バイオマス資源（施設園芸等）の利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あおもり冬の農業収益力向上対策事業（うち、ハウスの省エネ資材・設備の展示・PR）【継続】 ○産地生産基盤パワーアップ事業費補助【継続】 <p>③ ホタテガイ貝殻のリサイクルについて【継続】</p>

5 農林水産公共事業への未利用資源の活用について

(1) 農林水産公共事業【農村整備課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<ul style="list-style-type: none">農林水産部の公共事業への未利用資源（木タテ貝殻、間伐材等）の活用に当たっては、経済性や地域の要望等を考慮の上、可能な限り多くの事業実施地区で取り組むこととしている。こうした公共事業における未利用資源の利用促進を通して、農業・林業・水産業の各分野が連携することで、環境と調和し、持続可能な循環型の農林水産業に向けた取組が広がるもの。	<ul style="list-style-type: none">農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業全般（例えば、ほ場整備、草地整備、水源林造成、藻場造成など）において、未利用資源の利用を促進した。	<ul style="list-style-type: none">○ほ場整備事業の暗渠排水資材への木タテ貝殻の活用（12地区）○ほ場整備事業の工事看板への間伐材の活用（2地区）○復旧治山事業等の残存型枠等としての間伐材の活用（14地区）○海岸防災林造成事業等の静砂垣工・防風工等への間伐材の活用（3地区）○水産生産事業等の工事看板・漁礁への間伐材の活用（17地区） <p>※ 上記の事業主体は全て青森県</p>

6 廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の適正処理【環境政策課】

- ・県は、市町村が取り組む一般廃棄物に関する施策について、各市町村や一部事務組合と連携・協力して推進している。
 - ・県内全域にわたり一般廃棄物の循環利用と適正処理を推進するため、各市町村等の実情を考慮しながら、市町村等間の必要な調整を行っている。
 - ・さらに、市町村等が一般廃棄物処理施設の整備等を行う場合には、必要な情報の提供や技術的支援・指導を行うとともに、市町村等が行うごみ処理の広域化・集約化の推進に関する検討を支援している。
- ※ 詳細は2（3）を参照。

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進【環境保全課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<ul style="list-style-type: none">産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設及び排出事業者に対して立入検査等を実施している。主な不適正事項は、帳簿の不備や施設の維持管理が不適切なケース等で、指導に従い是正がなされない場合は、改善命令や措置命令等の行政命令、産業廃棄物処理業の許可取消しや事業の停止等の行政処分を行っている。県内各地で、排出事業者等を対象とした廃棄物処理法に関する説明会を開催し、知識の普及等に努めている。	<ul style="list-style-type: none">産業廃棄物処理施設等への立入検査等を1,421件実施し、不適正事項668件について指導した。（青森市及び八戸市所管分を含む。）県内6ヶ所で廃棄物処理法説明会を開催し、処理事業者等633人が参加した。 <p>※ 産業廃棄物処理施設等立入検査状況：参考資料23ページ表3-11 ※ 廃棄物処理法説明会の開催状況：参考資料24ページ表3-12</p>	<ul style="list-style-type: none">引き続き立入検査等及び説明会を実施する。

(3) P C B の適正処理の推進について【環境保全課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<ul style="list-style-type: none">・ P C B 廃棄物の適正処理については、青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(平成18年5月策定、平成29年10月変更)に基づき、毎年度処理実施計画を定め、計画的に処理を推進している。・ また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B 特別措置法）に基づく立入検査を計画的に実施し、P C B 廃棄物の保管状況等を把握するとともに、確実かつ適正な処理について指導しているほか、低濃度P C B 廃棄物の期限内処分に向け、「低濃度P C B 早期処理促進事業」として、P C B 専門員の配置による立入検査、各種広報媒体を活用した事業者等への周知などの取組を実施している。	<ul style="list-style-type: none">・ P C B 廃棄物保管届出を513件受け付け、保管事業者への立入検査を64件実施した。（青森市及び八戸市所管分を除く。）・ 自家用電気工作物の設置事業者1,773者を対象に、低濃度P C B 廃棄物等の保管状況に係る掘り起こし調査を実施した。（青森市及び八戸市所管分を除く。）・ 県及び市町村有施設管理者を対象に、低濃度P C B 廃棄物の期限内処分に係る説明会を開催し、188人が参加した。また、県及び市町村有施設におけるP C B 廃棄物等の点検を依頼した。 <p>※ 届出状況及び立入検査状況：参考資料25ページ表3-13</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 引き続き立入検査等を実施する。・ 令和5年度の掘り起こし調査のフォローアップを実施する。・ 引き続き県及び市町村有施設におけるP C B 廃棄物等の保管状況を確認する。

(4) 優良産廃処理業者認定状況について【環境保全課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<ul style="list-style-type: none">通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を都道府県知事等が審査し認定する制度であり、優良な産業廃棄物処理業者への優遇措置や排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境の整備を通じて、産業廃棄物処理業全体の優良化を図るとともに、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的とするもの。	<ul style="list-style-type: none">69事業者を優良産廃処理業者として認定。 (青森市及び八戸市所管分を含む。) <p>※ 詳細：参考資料26ページ表3－14</p>	<ul style="list-style-type: none">引き続き認定制度を運用していく。

(5) 海岸漂着物等対策【環境政策課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<ul style="list-style-type: none"> ・外国由来のものを含む漂流・漂着ごみによる、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが深刻化し、大量の漂着物の処理が大きな課題となっていたことを受け、海岸漂着物処理推進法が施行（平成21年7月）され、国や県など各関係主体の役割や処理責任を明示するとともに、漂着ごみの処理に必要な財源措置を国が行うこととした。 ・本県でも、有識者、民間団体、行政機関で構成する「青森県海岸漂着物等対策推進協議会」を設置し、地域の海岸漂着物対策の基本的な方向を定める「青森県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定（平成23年3月）した。 ・県は、同計画に基づき、国による財源措置を活用して県及び市町村の管理区域における海岸漂着物等の回収・処理事業を実施している。 	<p>① 海洋ごみの発生抑制に係る啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋ごみ発生の原因の一つは空き缶、ペットボトル等のポイ捨てであることから、ポイ捨て防止に向けた県民意識の醸成のため、ポスターの作成・掲示、バス車体への広告掲載及び青い森鉄道中吊り広告等を行った。 <p>② 青森県海岸漂着物対策推進協議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を図るため協議会を開催し、関係者間で取組状況を確認するとともに次年度の対応等を協議した。 <p>③ 海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物等の回収・処理を行う20市町村に対して補助金を交付した。 ・補助率：県管理海岸 – 10／10、 市町村管理海岸 – 過疎地域等 8／10、その他の地域 7／10 ※ 朝鮮半島からのものと思われる漂着船の処理は、国補助率 9／10、 地方負担分に対する特別交付税措置の割合も10割（H29以降） <p>④ 漂着ごみ組成調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内2ヶ所で漂着ごみの組成分析調査を実施した。 	<p>① 海洋ごみの発生抑制に係る啓発【継続】</p> <p>② 青森県海岸漂着物対策推進協議会の開催【継続】</p> <p>③ 海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理【継続】</p> <p>④ 漂着ごみ組成調査の実施【継続】</p>

7 不法投棄対策の推進について

(1) 未然防止、早期発見のための取組【環境保全課】

産業廃棄物の不法投棄等の対策については、未然防止と早期発見・早期解決が重要であり、県では、市町村や関係機関と連携・協力しながら、各種の取組を実施している。

未然防止の取組	早期発見のための取組
<ul style="list-style-type: none">・県民や事業者を対象に、不法投棄防止撤去推進キャンペーンの実施や廃棄物の適正処理に関する説明会の開催、ラジオ広報などにより意識啓発を図るもの。・また、産業廃棄物の不法投棄の多くが建設・解体工事から排出される建設系廃棄物であることを踏まえ、工事の元請業者に対し産業廃棄物処分業者への引渡しに係る報告を求める、建設資材廃棄物の引渡完了報告制度を運用（平成29年4月～）している。・さらに、県、青森市、弘前市、八戸市及び民間団体からなる青森県建設系廃棄物適正処理推進会議を設置（平成30年12月）し、建設系廃棄物の発生から処理までの各段階における、建設・解体工事の発注者、元請業者、産業廃棄物処理業者、行政、県民の各主体が取り組むべき事項を明確化した、青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針を策定し、関係業界や行政等が連携して取組を進めている。	<ul style="list-style-type: none">・平日の巡回監視に加えて、休日や早朝・夜間のパトロールを行うほか、警察や国土交通省と連携した廃棄物積載車両の点検、県が保有するドローン及び警察や海上保安庁と連携したヘリコプターによる上空からの監視、不法投棄の多発地域への監視カメラの設置を行っている。・また、市町村に不法投棄監視員計69名を配置して、地域に密着したきめ細やかな監視を実施している。・県では、これらの取組を着実に進めることで、不法投棄等の未然防止と早期発見、早期解決に努めている。

8

環境教育・環境学習の 推進について

(1) 具体的な取組【環境政策課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<p>① 環境出前講座 次代を担う子どもたちが、ごみの減量、リサイクル、省エネ型のライフスタイルについて学び、自ら環境配慮行動ができる人財の育成を推進するため、県では環境出前講座の担い手として育成した「環境教育専門員」と地域の環境N P Oとの協働により実施している。</p> <p>② 大学との連携による環境人材の育成 青森大学、弘前大学及び八戸工業大学に、「環境+経済+社会」思考に基づく地域課題解決型授業等による人財の育成事業を委託し、環境関連講義や現地調査、ワークショップ等の実施を通じて、大学を拠点とした、 S D G s の考え方や将来の脱炭素社会の視点を有する人財の育成に取り組む。</p> <p>③ こどもエコクラブの活動支援等 各地域の子どもたちが、自主的に環境学習や実践活動を行う、こどもエコクラブの活動を支援するため、県内こどもエコクラブに対し、こどもエコクラブ全国事務局が実施する全国エコ活コンクールの壁新聞・絵日記の作品募集、こどもエコクラブ全国フェスティバルなどの情報提供を行う。</p> <p>④ 地域資源を活用した体験型の環境教育の促進 「体験の機会の場」（※1）の認定制度の普及啓発を図る。 ※1：土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する国民、民間団体等が、その土地又は建物を自然体験活動の場その他多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場として提供する場合に、当該体験の場で行う事業の内容等が法で定められた要件のいずれにも適合している旨の知事の認定を受けることができる制度。</p>	<p>① 環境出前講座 ・小学校41校で延べ104回開催し、2,803人の児童が受講した。</p> <p>② 大学との連携による環境人材の育成 ・青森大学とサンデーが協働し、 S D G s に関する体験イベントを実施した。 実施場所：青森浜田店 参加人数：1,120名</p> <p>③ こどもエコクラブの活動支援等 ・県内では22クラブ、1,077人の子どもたちがこどもエコクラブ会員として活動した。（全国では約9万人） ・また、全国コンクールへの応募作品取りまとめや、イベント等でこどもエコクラブの周知を図った。</p> <p>④ 地域資源を活用した体験型の環境教育の促進 ・県ホームページで「体験の機会の場」の認定制度の周知を行った。</p>	<p>① 環境出前講座 ・引き続き実施する。</p> <p>② 大学との連携による環境人材の育成 ・令和5年度で事業終了。</p> <p>③ こどもエコクラブの活動支援等 ・引き続き実施する。</p> <p>④ 地域資源を活用した体験型の環境教育の促進 ・引き続き実施する。</p>

(1) 具体的な取組【環境政策課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<p>⑤ 既存プログラムの活用促進 環境問題に対する「気付き」と環境配慮行動の「実践」を促す環境教育・環境学習の機会の教材として、幼児及び児童を対象としたDVD・紙芝居の無償貸出を実施する。</p> <p>⑥ 環境情報の提供 環境問題や施策に関する情報、エコ・ライフに関する情報、環境教育・環境学習に関する情報などを広く県民に提供するため、あおもり環境ホームページ「エコ・ナビ・あおもり」（平成11年9月開設）を運営している。</p>	<p>⑤ 既存プログラムの活用促進 ・県ホームページと県YouTubeチャンネルにて周知を行った。</p> <p>⑥ 環境情報の提供 ・県民、環境保全団体及び事業者等と行政との情報共有及び環境配慮行動を促進するため、青森県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、「あおもり脱炭素チャレンジメールマガジン」を月1回発行・配信した。</p>	<p>⑤ 既存プログラムの活用促進 ・引き続き実施する。</p> <p>⑥ 環境情報の提供 ・引き続き実施する。</p>

9 個別のリサイクル法による 取組【環境政策課】

(1) リサイクルの推進【環境政策課】

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<p>① 容器包装リサイクル 「第九期青森県分別収集促進計画」に基づき市町村における分別収集体制の整備について助言を行うなど、分別収集品目の拡大やリサイクル率の向上を図る。</p> <p>② 家電リサイクル 家電の排出者となる県民に対して、法律の趣旨や仕組み、不法投棄防止に関する広報・啓発を行う。</p> <p>③ パソコンリサイクル 県は、メーカーによる自主回収・再資源化が円滑に行われるよう、パソコンリサイクル制度について市町村や県民に対し、広報・啓発を行う。</p> <p>④ 自動車リサイクル 関係事業者の登録・許可を円滑に進めるとともに、県民に対し、法律の趣旨や制度内容を周知するため、ホームページにおける情報提供などの広報・啓発を行う。 なお、中核市である青森市と八戸市の市内で業を行う者に係る登録・許可業務は、それぞれの市が実施する。</p> <p>⑤ 小型家電リサイクル 小型家電の回収・再資源化が円滑に行われるよう、小型家電リサイクル制度について、県民に対し広報・啓発を行う。</p>	<p>① 容器包装リサイクル ・ガラス類、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、ダンボールについては全市町村で分別収集を実施している。 (その他プラスチック等については分別未実施の市町村も存在する。)</p> <ul style="list-style-type: none">令和5年度分別収集実績：約24,695トン ※ 「第九期分別収集促進計画」の計画収集量24,920トンの約99.1%詳細：参考資料27ページ表3-15 <p>② 家電リサイクル ・県内の指定引取場所：7ヶ所 ・県内のリサイクル施設：1ヶ所 ・令和5年度引取台数：13万9千台（前年度比約1.3%増） ※ 詳細：参考資料28ページ表3-16</p> <ul style="list-style-type: none">令和4年度不法投棄台数：494台 ※ 詳細：参考資料29ページ表3-17 <p>④ 自動車リサイクル ※ 県内の登録・許可業者の状況：参考資料30ページ表3-18</p> <p>⑤ 小型家電リサイクル ・県内の使用済小型電子機器等の回収実績（令和3年度）：565,418kg ※ 詳細：参考資料31ページ表3-19</p>	<ul style="list-style-type: none">引き続き実施する。

10 災害廃棄物処理対策の 推進【環境政策課】

(1) 災害廃棄物処理対策

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<ul style="list-style-type: none">市町村が行う災害廃棄物対策に対して技術的な援助を行うほか、平常時においても、市町村における災害廃棄物処理計画策定の支援、関係機関・関係団体と連携した災害廃棄物処理体制の構築、災害廃棄物処理の核となる人材の育成を進める。	<ul style="list-style-type: none">本県では大規模災害はなかったが、令和5年8月の秋田市の大雨災害、令和6年1月の能登半島地震について、環境省からの要請に基づき、県内市町村へ広域支援を依頼した。人材育成については、市町村職員を対象に、初動対応を中心としたワークショップ型の研修を実施した。	<ul style="list-style-type: none">引き続き市町村への支援及び市町村職員向け研修を実施していく。6年度の新規事業として、八戸市で仮置場設置・運営訓練、八戸市及び弘前市で地域住民と連携したワークショップを行う。また、処理困難物等の受入先のデータ化を行い、市町村と共有する。

(2) 青森県災害廃棄物処理計画

取組概要	令和5年度の実績	令和6年度の予定
<ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物の適正処理の確保、円滑かつ迅速な処理の推進を図るため、平成30年3月に「青森県災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、市町村災害廃棄物処理計画の策定支援を実施するもの。	<ul style="list-style-type: none">・市町村の災害廃棄物処理計画策定促進に向けて、市町村職員を対象とする相談会の実施や、国の補助制度の紹介、市町村が作成した計画案を個別にチェックするなどの支援を行った。・市町村計画策定数（令和6年3月末現在）：28市町村（40市町村中）	<ul style="list-style-type: none">・引き続き、市町村の計画策定を支援する。・県の計画についても、全国的な災害に関する最新の被害想定や知見等について情報収集し、必要に応じて計画の見直し等についても研究する。